

令和4年1月24日

各 学 部 長
地 域 創 造 学 環 長
光 医 工 学 研 究 科 長
創 造 科 学 技 術 大 学 院 長
電 子 工 学 研 究 所 長
グ リ ー ン 科 学 技 術 研 究 所 長
各 学 内 共 同 教 育 研 究 施 設 長
イ ノ ベ ー シ ョ ン 社 会 連 携 推 進 機 構 長
国 際 連 携 推 進 機 構 長
未 来 社 会 デ ザ イ ン 機 構 長
安 全 衛 生 セ ン タ 一 長
男 女 共 同 参 画 推 進 室 長
附 属 図 書 館 長
事 務 局 長
技 術 部 長
保 健 セ ン タ 一 所 長

殿

学 長

新型コロナウイルス感染症に関する就業上の措置（就業禁止、在宅勤務及び自宅待機）及び新型コロナウイルス感染症等に関する報告用Webフォームについて（通知）【第3報】

標記については、令和3年5月28日付け「新型コロナウイルス感染症に関する就業上の措置（就業禁止、在宅勤務及び自宅待機）及び新型コロナウイルス感染症等に関する報告用Webフォームについて（通知）【第2報】」により通知しているところですが、下記の理由により、別紙のとおり定めましたので、教職員に周知していただくとともに、遺漏ないようご対応願います。

なお、令和3年5月28日付け「新型コロナウイルス感染症に関する就業上の措置（就業禁止、在宅勤務及び自宅待機）及び新型コロナウイルス感染症等に関する報告用Webフォームについて（通知）【第2報】」は、本日をもって廃止します。ただし、廃止目において第1報に基づいて処理している就業上の措置については、引き続き第2報に基づいて処理するものとします。

記

第2報からの変更理由及び変更点

【別紙1 II在宅勤務及び自宅待機 5. 在宅勤務期間及び自宅待機期間】

在宅勤務又は自宅待機となる場合のうち、「保健所から濃厚接触者として認定された場合」については、その場合における在宅勤務又は自宅待機の終期を「ウイルス検査の結果を知った日（検査結果が陰性の場合は、新型コロナウイルスに感染している者と最後に接触した日の翌日から起算して14日目までは引き続き在宅勤務又は自宅待機とする。）」としている。一方、厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部による令和4年1月5日（令和4年1月14日一部改正）付文書「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について」によると、「オミクロン株の患者として取り扱われる検査陽性者の濃厚接触者の待機期間については、現時点までに得られた科学的知見に基づき、最終曝露日（陽性者との接触等）から10日間とする。」とあることから、今後、厚生労働省等からの通知等に柔軟に対応できるようにするため、濃厚接触者として認定され、その後の検査で陰性となった者に係る在宅勤務又は自宅待機の終期を改める。

また、在宅勤務又は自宅待機となる場合のうち、「日本に帰国し、又は入国した場合」については、その場合における在宅勤務又は自宅待機の終期を「帰国日又は入国日の翌日から起算して14日目」としている。一方、政府が実施する水際対策では、帰国者・入国者に求めている自宅又は宿泊施設での待機期間をオミクロン株が支配的になっている国・地域からの帰国者・入国者については14日間から10日間に変更されていることから、今後、政府が実施する水際対策に柔軟に対応できるようにするため、日本に帰国し、又は入国した者に係る在宅勤務又は自宅待機の終期を改める。

下線は変更箇所

変更前（第2報）			変更後（第3報）		
5. 在宅勤務期間及び自宅待機期間			5. 在宅勤務期間及び自宅待機期間		
在宅勤務及び自宅待機の始期及び終期は、次表のとおりとする。			在宅勤務及び自宅待機の始期及び終期は、次表のとおりとする。		
場合	在宅勤務又は自宅待機の始期	在宅勤務又は自宅待機の終期	場合	在宅勤務又は自宅待機の始期	在宅勤務又は自宅待機の終期
1) 保健所から濃厚接触者として認定された場合	保健所から濃厚接触者として認定されたことを知った日	ウイルス検査の結果を知った日（※）	1) 保健所から濃厚接触者として認定された場合	保健所から濃厚接触者として認定されたことを知った日	ウイルス検査の結果を知った日（※）
< 略 >			< 略 >		
3) 日本に帰国し、又は入国した場合	帰国日又は入国日	帰国日又は入国日の翌日から起算して14日目	3) 日本に帰国し、又は入国した場合	帰国日又は入国日	政府が実施する水際対策強化に係る措置に基づく期間の末日
< 略 >			< 略 >		
※ 検査結果が陽性の場合は、「I 就業禁止」の「1. 就業禁止の対象」の1)に基づき就業禁止とする。 検査結果が陰性の場合は、 <u>新型コロナウイルスに感染している者と最後に接触した日の翌日から起算して14日目</u> までは引き続き在宅勤務又は自宅待機とする。			※ 検査結果が陽性の場合は、「I 就業禁止」の「1. 就業禁止の対象」の1)に基づき就業禁止とする。 検査結果が陰性の場合は、 <u>医療機関又は保健所の指導</u> に基づき、本学の保健センターが指示する日までは引き続き在宅勤務又は自宅待機とする。		

新型コロナウイルス感染症に関する就業上の措置
(就業禁止、在宅勤務及び自宅待機)について

I 就業禁止

1. 就業禁止の対象

就業禁止の対象となる場合は、次のとおりとする。

- 1) 新型コロナウイルスに感染した場合
- 2) 発熱、倦怠感等の体調不良により医療機関を受診し、ウイルス検査を受けることとなった場合
- 3) 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
- 4) 重症化しやすい教職員（※）で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合
（※）高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）等の基礎疾患がある教職員や透析を受けている教職員、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている教職員
- 5) 3)又は4)以外の場合で、発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合又は嗅覚障害や味覚障害がある場合
- 6) 日本に帰国し、又は入国した際に検疫所等から指示があり、その指示のために勤務することができない場合
- 7) 本学の教職員が新型コロナウイルスに感染することを回避し、又は新型コロナウイルス感染症の拡大を防止する場合

2. 報告

教職員は、「1. 就業禁止の対象」に掲げる1)から6)までのいずれかに該当したときは、別紙2に基づき、原則として報告用Webフォームにより大学に報告するものとする。

3. 就業禁止措置

教職員（大学の非常勤講師を除く。）が「1. 就業禁止の対象」に掲げる1)、2)又は6)のいずれかに該当したときは、就業禁止とする。

また、教職員（大学の非常勤講師を除く。）が「1. 就業禁止の対象」に掲げる3)、4)、5)又は7)のいずれかに該当し、学長が必要と認め、命じたときは、就業禁止とする。

4. 就業禁止期間

就業禁止の始期及び終期は、次表のとおりとする。

場合	就業禁止の始期	就業禁止の終期
1) 新型コロナウイルスに感染した場合	新型コロナウイルスに感染していることを知った日	医療機関又は保健所の指導に基づき、本学の保健センターが指示する日
2) 発熱、倦怠感等の体調不良により医療機関を受診し、ウイルス検査を受けることとなった場合	ウイルス検査を受けることとなった日	検査結果が陽性の場合は、この表の1)に基づく日 検査結果が陰性の場合は、検査結果を知った日以降の日であって、医療機関又は保健所の指導に基づき、本学の保健センターが指示する日（※）
3) 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合	学長が命ずる日	医療機関又は保健所の指導に基づき、本学の保健センターが指示する日
4) 重症化しやすい教職員で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合	学長が命ずる日	医療機関又は保健所の指導に基づき、本学の保健センターが指示する日
5) 3)又は4)以外の場合で、発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合又は嗅覚障害や味覚障害がある場合	学長が命ずる日	医療機関又は保健所の指導に基づき、本学の保健センターが指示する日
6) 日本に帰国し、又は入国した際に検疫所等から指示があり、その指示のために勤務することができない場合	検疫所等が指示する日	検疫所等が指示する日
7) 本学の教職員が新型コロナウイルスに感染することを回避し、又は新型コロナウイルス感染症の拡大を防止する場合	学長が命ずる日	学長が定める日

※ ただし、検査結果が陰性の場合において、教職員が勤務可能な健康状態にあり、かつ、当該教職員に対してやむを得ず業務を命ずる必要があるときは、「検査結果を知った日以降の日であって、医療機関又は保健所の指導に基づき、本学の保健センターが指示する日」までの期間のうち必要な期間についてでは、学長は、就業禁止ではなく在宅勤務を命じることができる。

5. 就業禁止期間における賃金等

＜略＞

詳細は、学内専用サイト又は部局総務担当に確認してください。

6. 健康観察

就業禁止となった教職員は、就業禁止期間中の健康状態（症状、検温値等）を「健康観察表」に記録し、本学の保健センターが指示する日に同センターに提出するものとする。

7. 出勤簿処理等

- 1) 部局の総務担当は、就業禁止となった教職員に係る出勤簿については、就業禁止となった日の上欄に「就業禁止」と記載するとともに、摘要欄にその事由及び期間を記載するものとする。
- 2) 部局の総務担当は、就業禁止となった教職員に係る労働時間報告については、総務部人事課と協議のうえ対応するものとする。
- 3) 部局の総務担当は、就業禁止となった教職員については、不在状況月例調査票に記載して総務部人事課に報告するものとする。
- 4) 部局の総務担当は、「3. 就業禁止措置」の「また書き」及び「8. 学長による委任」に基づき部局長その他の長が就業禁止を命じたときは、速やかに次の事項を総務部職員課に報告するものとする。
 - ・ 就業禁止を命じられた教職員の所属、職名及び氏名
 - ・ 就業禁止を命じた事由
 - ・ 就業禁止の始期及び終期

8. 学長による委任

学長は、次に関する権限を部局長その他の長に委任することができる。

- ・ 「3. 就業禁止措置」の「また書き」
- ・ 「4. 就業禁止期間」の表の3)、4)、5)及び7)並びに脚注

II 在宅勤務及び自宅待機

1. 在宅勤務又は自宅待機の対象

在宅勤務（所定の勤務日において、教職員がその自宅において勤務することをいう。以下同じ。）又は自宅待機（所定の勤務日において、教職員がその自宅において待機することをいう。以下同じ。）の対象となる場合は、次のとおりとする。

- 1) 保健所から濃厚接触者として認定された場合
- 2) 新型コロナウイルスに感染している者と接触したことにより、保健所から濃厚接触者として認定される可能性が生じた場合
- 3) 日本に帰国し、又は入国した場合
- 4) 本学の教職員が新型コロナウイルスに感染することを回避し、又は新型コロナウイルス感染症の拡大を防止する場合

2. 報告

教職員は、「1. 在宅勤務又は自宅待機の対象」に掲げる1)、2)又は3)のいずれかに該当したときは、別紙2に基づき、原則として報告用Webフォームにより大学に報告するものとする。

3. 在宅勤務措置

次に掲げる教職員が「1. 在宅勤務又は自宅待機の対象」に掲げる1)、2)若しくは3)のいずれかに該当したとき、又は「1. 在宅勤務又は自宅待機の対象」に掲げる4)に該当し、学長が必要と認め、命じたときは、原則として在宅勤務とする。ただし、学長が認めたときは、自宅待機とする。

- 1) 国立大学法人静岡大学教職員就業規則の適用を受ける教職員
- 2) 国立大学法人静岡大学有期雇用教職員就業規則の適用を受ける教職員（研究補佐員を除く。）
- 3) 国立大学法人静岡大学非常勤雇用教職員就業規則の適用を受ける教職員（特任教授、特任准教授、特任助教、特任教諭、特任職員及び学術研究員に限る。）

次に掲げる教職員が「1. 在宅勤務又は自宅待機の対象」に掲げる4)に該当し、学長が必要と認め、命じたときは、原則として在宅勤務とする。ただし、学長が認めたときは、自宅待機とする。

- 1) 国立大学法人静岡大学非常勤講師就業規則の適用を受ける教職員（非常勤講師に限る。）

4. 自宅待機措置

次に掲げる教職員が「1. 在宅勤務又は自宅待機の対象」に掲げる1)、2)若しくは3)のいずれかに該当したとき、又は「1. 在宅勤務又は自宅待機の対象」に掲げる4)に該当し、学長が必要と認め、命じたときは、原則として自宅待機とする。ただし、やむを得ず業務を命じる必要があると学長が認めたときは、在宅勤務とする。

- 1) 国立大学法人静岡大学有期雇用教職員就業規則の適用を受ける教職員（研究補佐員に限る。）
- 2) 国立大学法人静岡大学非常勤雇用教職員就業規則の適用を受ける教職員（特任教授、特任准教授、特任助教、特任教諭、非常勤講師、特任職員及び学術研究員を除く。）

5. 在宅勤務期間及び自宅待機期間

在宅勤務及び自宅待機の始期及び終期は、次表のとおりとする。

場合	在宅勤務又は自宅待機の始期	在宅勤務又は自宅待機の終期
1) 保健所から濃厚接触者として認定された場合	保健所から濃厚接触者として認定されたことを知った日	ウイルス検査の結果を知った日（※）
2) 新型コロナウイルスに感染している者と接触したことにより、保健所から濃厚接触者として認定される可能性が生じた場合	保健所から濃厚接触者として認定される可能性が生じたことを知った日	結果を知った日
3) 日本に帰国し、又は入国した場合	帰国日又は入国日	政府が実施する水際対策強化に係る措置に基づく期間の末日
4) 本学の教職員が新型コロナウイルスに感染することを回避し、又は新型コロナウイルス感染症の拡大を防止する場合	学長が命ずる日	学長が定める日

※ 検査結果が陽性の場合は、「I 就業禁止」の「1. 就業禁止の対象」の1)に基づき就業禁止とする。

検査結果が陰性の場合は、医療機関又は保健所の指導に基づき、本学の保健センターが指示する日までは引き続き在宅勤務又は自宅待機とする。

6. 在宅勤務及び自宅待機に係る労働条件

- 1) 在宅勤務及び自宅待機は、原則として1日を単位とする。ただし、業務上の必要があるときその他やむを得ないときは、半日を単位とする。
- 2) 在宅勤務日における就業の場所及び自宅待機日における待機の場所は、自宅とする。
- 3) 在宅勤務日及び自宅待機日における兼業（国立大学法人静岡大学教職員兼業規程第2条第1項に規定する兼業をいう。以下同じ。）は、自宅において行う兼業を除き、認めない。
- 4) 在宅勤務日における時間外労働及び深夜労働は、認めない。
- 5) 在宅勤務日における始業、終業及び休憩の時刻は、国立大学法人静岡大学教職員労働時間等に関する規程第4条又は国立大学法人静岡大学非常勤雇用教職員労働時間等に関する規程第4条に定めるところによる。
- 6) 在宅勤務日における労働時間は、国立大学法人静岡大学教職員労働時間

等に関する規程第11条本文又は国立大学法人静岡大学非常勤雇用教職員労働時間等に関する規程第9条本文に基づき処理する。

- 7) 在宅勤務又は自宅待機となった教職員は、国立大学法人静岡大学教職員休暇等規程又は国立大学法人静岡大学非常勤雇用教職員休暇等規程に定めるところにより、年次有給休暇、病気休暇及び特別休暇を取得することができる。
- 8) 在宅勤務期間及び自宅待機期間における賃金等については、「I 就業禁止」の「5. 就業禁止期間における賃金等」の規定を準用する。

7. 部局長の責務

部局長は、在宅勤務となった教職員の健康及び福祉の確保のため、長時間労働の抑止に努めるものとする。

8. 在宅勤務又は自宅待機となった教職員の責務

- 1) 在宅勤務又は自宅待機となった教職員は、新型コロナウイルスに感染することを回避し、及び新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためには、適切な行動をとらなければならない。
- 2) 在宅勤務となった教職員は在宅勤務日に自宅で勤務し、自宅待機となった教職員は自宅待機日に自宅で待機するものとする。
- 3) 在宅勤務又は自宅待機となった教職員は、部局からの連絡を受けることができるようしなければならない。
- 4) 在宅勤務又は自宅待機となった教職員は、学長が在宅勤務又は自宅待機を中断し、又は取り消したときは、通常の勤務に服さなければならぬ。
- 5) 在宅勤務となった教職員は、自宅において個人情報（静岡大学個人情報管理規則第2条第1項に規定する個人情報をいう。）を取り扱ってはならない。
- 6) 在宅勤務となった教職員は、自宅において本学の物品を供用する場合は、国立大学法人静岡大学物品管理規則に定めるところにより、所定の手続きを行わなければならない。
- 7) 在宅勤務となった教職員は、在宅勤務日における情報セキュリティを静岡大学情報セキュリティ管理のガイドラインに準じて管理しなければならない。

9. 健康観察

在宅勤務又は自宅待機となった教職員は、在宅勤務期間中又は自宅待機期間中の健康状態（症状、検温値等）を「健康観察表」に記録するものとする。

10. 費用負担

在宅勤務又は自宅待機に伴って発生する光熱費、通信費、消耗品費その他の費用は、原則として、在宅勤務又は自宅待機となった教職員の負担とする。

11. 業務上の災害

在宅勤務となった教職員が在宅勤務日に業務を原因として災害を被った場合

(業務遂行性及び業務起因性の両者が認められる場合に限る。)は、国立大学法人静岡大学災害補償規程その他関係法令に定めるところにより処理するものとする。

12. 出勤簿処理等

- 1) 部局の総務担当は、在宅勤務となった教職員に係る出勤簿については在宅勤務日の上段に「在宅勤務」と記載し、自宅待機となった教職員に係る出勤簿については自宅待機日の上段に「自宅待機」と記載するとともに、摘要欄にその事由及び期間を記載するものとする。
- 2) 部局の総務担当は、在宅勤務又は自宅待機により当月の通勤実績がなった教職員については、労働時間報告の「備考」欄にその旨を記載して総務部人事課に報告するものとする。
- 3) 在宅勤務又は自宅待機となった教職員については、不在状況月例調査票への記載は要さない。
- 4) 部局の総務担当は、「3. 在宅勤務措置」、「4. 自宅待機措置」及び「13. 学長による委任」に基づき部局長その他の長が在宅勤務又は自宅待機を命じたときは、速やかに次の事項を総務部職員課に報告するものとする。
 - ・ 在宅勤務又は自宅待機を命じられた教職員の所属、職名及び氏名
 - ・ 在宅勤務又は自宅待機を命じた事由
 - ・ 在宅勤務又は自宅待機の始期及び終期

13. 学長による委任

- 学長は、次に関する権限を部局長その他の長に委任することができる。
- ・ 「3. 在宅勤務措置」の本文及び「ただし書き」
 - ・ 「4. 自宅待機措置」の本文及び「ただし書き」
 - ・ 「5. 在宅勤務期間又は自宅待機期間」の表の4)
 - ・ 「8. 在宅勤務又は自宅待機となった教職員の責務」に掲げる4)

新型コロナウイルス感染症等に関する報告用Webフォームについて

1. 報告用Webフォームの目的

報告用Webフォームは、新型コロナウイルス感染症に関する就業上の措置（就業禁止、在宅勤務及び自宅待機）を円滑に実施するとともに、感染の蔓延を防ぐために教職員の健康管理等に関する指示、助言等を保健センターから必要に応じて行うことを目的とし、設ける。

2. 報告用Webフォームのアドレス

https://www.shizuoka.ac.jp/news/2020/covid-19_portal.html

報告用Webフォームには、本学のウェブサイトのトップページの左側に
朱書きされている「新型コロナウイルスへの対応について」をクリック
することでもアクセスできます。



3. 報告を要する場合

本学の全ての教職員^{注1}は、次に掲げるいずれかに該当したときは、速やかに報告用Webフォームにより報告する（報告用Webフォームにより報告できない場合は、電子メール、電話その他の通信手段により部局の総務担当に報告する）ものとする。

注1 附属学校園の教職員にあっては、報告用Webフォームによる報告に先立ち、
次に掲げるいずれかに該当した旨を校園長又は副校園長に電話で報告するものとする。

なお、電子メール、電話その他の通信手段により報告を受けた部局の総務担当は、当該教職員に代わり報告用Webフォームにより報告するものとする。

- 1) 新型コロナウイルスに感染した場合
- 2) 発熱、倦怠感等の体調不良により医療機関を受診し、ウイルス検査を受けることとなった場合
- 3) 保健所から濃厚接触者として認定された場合
- 4) 新型コロナウイルスに感染している者と接触したことにより、保健所から濃厚接触者として認定される可能性が生じた場合
- 5) 日本に帰国し、又は入国した場合
- 6) 発熱、咳、息苦しさ、倦怠感、味覚障害、嗅覚障害その他の症状が現れた場合（新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種（以下「ワクチン接種」という。）により生じた症状に関しては、2日以上

熱が続く場合、症状が重い場合又はワクチン接種では起こりにくい症状（咳、咽頭痛、味覚・嗅覚の消失、息切れ等の症状をいう。）が認められる場合に限る。）

なお、1)から5)までのいずれかに該当した教職員については、別紙1に基づき、就業禁止又は在宅勤務若しくは自宅待機とするため、別紙1及び別添^{注2}を参照すること。

注2 別添では、報告用Webフォームによる報告を要する場合とその場合における就業上の措置を表形式で整理しています。

また、6)に該当した教職員が別紙1の「I 就業禁止」の「1. 就業禁止の対象」に掲げる3)、4)又は5)のいずれかに該当したときは、当該教職員に対して就業禁止を命ずることがあるため、別紙1を参照すること。

4. 報告後の対応

1) 情報の共有

報告用Webフォームにより報告された情報は、総務部総務課、総務部職員課及び保健センターの関係者に電子メールが自動配信され、受信した総務部総務課又は総務部職員課は、必要に応じて部局の総務担当と情報を共有するものとする。

2) 部局の措置

報告用Webフォーム等により情報を得た部局の長は、新型コロナウィルス感染症の拡大防止等のために必要な措置を講じるものとする。

3) 保健センターの措置

報告用Webフォーム等により情報を得た保健センターは、必要に応じて健康管理等に関する指示、助言等を教職員^{注3}に対して行うものとする。

注3 附属学校園の教職員に対しては、保健センターと情報を共有した当該附属学校園の校園長、副校園長又は養護教諭から必要に応じて健康管理等に関する指示、助言等を行うものとする。

4) 報告者の対応

報告用Webフォーム等により報告した教職員は、部局の総務担当及び保健センターからの質問、指示等を受けることができるよう努めるものとする。

なお、発熱等の症状が現れた場合において、年次有給休暇、病気休暇等を取得するときは、報告用Webフォームによる報告とは別に、所定の手続き（休暇簿の提出等）を行うものとする。

報告用Webフォームによる報告を要する場合とその場合における就業上の措置

この表は、令和4年1月24日付け『新型コロナウイルス感染症に関する就業上の措置（就業禁止、在宅勤務及び自宅待機）及び新型コロナウイルス感染症等に関する報告用Webフォームについて（通知）【第3報】』の別紙1及び別紙2に関し、報告用Webフォームによる報告を要する場合とその場合における就業上の措置を表形式で整理したものです。なお、就業上の措置に関する詳細については別紙1を、報告用Webフォームに関する詳細については別紙2を参照してください。

報告用Webフォームのアドレス https://www.shizuoka.ac.jp/news/2020/covid-19_portal.html

報告用Webフォームには、本学のウェブサイトのトップページの左側に朱書きされている
「新型コロナウイルスへの対応について」をクリックすることでもアクセスできます。



No.	報告用Webフォームにより報告を要する場合	措 置	措 置 の 始 期	措 置 の 終 期	備 考 (注2、注3)
1	新型コロナウイルスに感染した場合	就業禁止	新型コロナウイルスに感染していることを知った日	医療機関又は保健所の指導に基づき、本学の保健センターが指示する日	就業禁止期間中は、健康状態（症状、検温値等）を「健康観察表」に記録し、本学の保健センターが指示する日に、同センターに提出するものとする。 治癒した教職員は、罹患したことを証明する書類（書類の詳細については、保健センターから当該教職員に個別に連絡する。）を保健センターに提出する。 保健センターは、医療機関又は保健所の指導、当該教職員から提出された書類及び当該教職員の健康状態を確認の上、措置の終期を決定し、指示する。
2	発熱、倦怠感等の体調不良により医療機関を受診し、ウイルス検査を受けることとなった場合	同上	ウイルス検査を受けることとなった日	【検査結果が陽性の場合】 この表の「No. 1」に基づく日 【検査結果が陰性の場合】 検査結果を知った日以降の日であって、医療機関又は保健所の指導に基づき、本学の保健センターが指示する日（※ 備考欄参照）	※ ただし、検査結果が陰性の場合において、教職員が勤務可能な健康状態にあり、かつ、当該教職員に対してやむを得ず業務を命ずる必要があるときは、「検査結果を知った日以降の日であって、医療機関又は保健所の指導に基づき、本学の保健センターが指示する日」までの期間のうち必要な期間については、学長は、就業禁止ではなく在宅勤務を命じることができる。
3	保健所から濃厚接触者として認定された場合	在宅勤務又は自宅待機	保健所から濃厚接触者として認定されたことを知った日	ウイルス検査の結果を知った日	検査結果が陽性の場合は、この表の「No. 1」に基づき就業禁止とする。 検査結果が陰性の場合は、医療機関又は保健所の指導に基づき、本学の保健センターが指示する日までは引き続き在宅勤務又は自宅待機とする。
4	新型コロナウイルスに感染している者と接触したことにより、保健所から濃厚接触者として認定される可能性が生じた場合	同上	保健所から濃厚接触者として認定される可能性が生じたことを知った日	結果を知った日	認定された場合は、この表の「No. 3」に基づき引き続き在宅勤務又は自宅待機とする。
5	日本に帰国し、又は入国した場合	同上	帰国日又は入国日	政府が実施する水際対策強化に係る措置に基づく期間の末日	検疫所等の指示により在宅勤務又は自宅待機ができない場合は、検疫所等が指示する期間は就業禁止とする。
6	発熱、咳、息苦しさ、倦怠感、味覚障害、嗅覚障害その他の症状が現れた場合 (注1)	就業禁止 上段 なし 下段	学長が命ずる日 なし なし	医療機関又は保健所の指導に基づき、本学の保健センターが指示する日 なし	医療機関又は保健所の指導に基づき、療養する。 就業禁止期間中は、健康状態（症状、検温値等）を「健康観察表」に記録し、本学の保健センターが指示する日に、同センターに提出するものとする。 保健センターは、医療機関又は保健所の指導及び当該教職員の健康状態を確認の上、措置の終期を決定し、指示する。 年次有給休暇、病気休暇等を取得し、療養に努めるものとする。 療養中に脚注の注1に掲げるイ、ロ又はハのいずれかに該当し、学長が必要と認め、命じたときは、上段の措置による。

注1 次に掲げるいずれかに該当し、学長が必要と認め、命じたときは、上段の措置による。それ以外のときは、下段の措置による。

イ 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合

ロ 重症化しやすい教職員（※）で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合

※ 高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）等の基礎疾患がある教職員や透析を受けている教職員、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている教職員

ハ イ又はロ以外の場合で、発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合又は嗅覚障害や味覚障害がある場合

注2 ウィルス検査の検査結果証明書及び新型コロナウイルス感染症に係る治癒証明書の提出は、求めない。

注3 本学の保健センター（※）は、就業禁止又は在宅勤務若しくは自宅待機となった教職員に対し、必要に応じて健康管理等に関する指示、助言等を行うものとする。

※ 附属学校園の教職員に対しては、当該附属学校園の校園長、副校園長又は養護教諭から行う。